



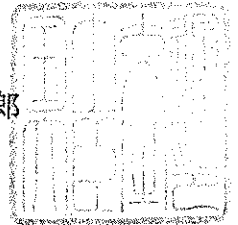
国海運第62号  
平成24年7月18日

交通政策審議会

会長 佐和隆光 殿

国土交通大臣

羽田 雄 一 郎



交通政策審議会への諮問について

船員法（昭和22年法律第100号）第110条の規定に基づき、下記事項について  
諮問する。

記

諮問第157号

船員法施行規則の一部改正について

諮問理由

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）の一部改正を別紙に従って行うこと  
について、船員法第110条の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要がある  
ため。

(別紙)

船員法施行規則(昭和二十二年運輸省令第二十三号)の一部改正について

第一 「甲種甲板部航海当直部員」、「乙種甲板部航海当直部員」及び「丙種甲板部航海当直部員」の資格区分を「甲板部航海当直部員」資格に一本化し、その要件を現行の丙種甲板部航海当直部員と同様とする。(第八号表関係)

第二 総トン数七百トン以上の船舶とそれ以外の船舶について、甲板部航海当直部員の資格区分に基づき乗組みに関する基準を設けているところ、第一により資格区分を廃止することに伴い、一律に、「甲板部航海当直部員」の資格受有者を乗り組ませることとする。(第七十七号表関係)